省　令

○厚生労働省令第七十二号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項第三号及び第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「一年間」を「三年間」に、「同等の内容」を「同程度の訓練期間及び訓練時間」に改め、同号ロ⑵中「後に」の下に「当該認定職業訓練を行った同一の都道府県の区域内において」を加え、同号ロ⑷中「第五条」を「連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練を行った場合（当該二以上の単位の認定職業訓練が終了した日が連続する三年の間にある場合に限る。）に、第五条」に改め、「割合が」の下に「、二以上の単位の当該認定職業訓練について」を加え、同号リ⑷中「及び⑵並びに⑹」を削り、「ある者」を「あるもの」に改め、同号リ⑸中「以下⑸において同じ。」を削る。

様式第六号（裏面）及び様式第七号（裏面）中「質問させ」を「質問し」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号イ及び同号ロ⑷の規定は、平成二十五年十月一日以後に開始しようとする申請職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下同じ。）の認定について適用し、同日前に開始しようとする申請職業訓練の認定については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則様式第六号及び第七号による求職者支援検査証明書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。